

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (172)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年8月15日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2018年7月の2回目です。原発問題・核問題を扱います。)

### 第三章 原発問題と核問題

#### I 東海第2原発再稼働

(1) ①2018年7月4日、原子力規制委は、東海第2原発(茨城県)につき、新基準に適合とする判断を下した。原電(日本原子力発電)が示した地震・津波・炉心溶融などへの対策が新基準に適合していると判断したのだ(7月5日朝日新聞・赤旗・河北新報)。

②なお、同原発は老朽原発で、運転期限は8月27日迄である。この期限迄に、運転延長の認可と設備の詳細設計を記した工事計画の認可を得る必要があり、得られなけれ

ば廃炉となる(前掲赤旗)。また、認可後も地元(県・東海村・周辺5市)の再稼働の同意が必要である(茨城方式)。

(2) 審査では、防潮堤の液状化対策などの安全対策工事費用の1740億円を負担できるかが対象となった。東京電力と東北電力が支援の意思を示す書面を提出。規制委は、東電を監督する経産相に対し、福島第1原発の廃炉などに支障がないか見解を求めることを決定した(前掲赤旗)。

#### II 東海第2原発再稼働への抗議活動

①審査書案に抗議(茨城アクション実行委)

②原子力規制委員会が7月4日、日本原電東海第2原発(茨城県東海村)の再稼働に向けた新規制基準での適合性審査で事実上の「合格」となる審査書案をまとめた問題で、脱原発を掲げる市民団体・グループでつくる「原発いらない茨城アクション実行委員会」は同日、同規制委に抗議文を兼ねた申し入れ書を送付した。

③抗議文は、新規制基準で難燃性ケーブルが義務付けられているにもかかわらず、非難燃性ケーブルに防火シートを敷くことで機能が得られると了承した点について、

「無理」の最たるものだと批判。原電の書類の提出遅れでスケジュールに「無理」が生じ、「無理を通す」のは「規制」ではなく「現状追認」だと抗議した。

そのうえで、▽原子力規制委が本来の「規制」の立場を取り戻すこと、▽茨城県民をはじめ国民からのすべての公募意見に真摯に向き合うこと、▽今後も続く東海第2原発をめぐる審査で「スケジュールありき」の安易な判断をしないこと、を求めた。(7月5日赤旗)。

④原子力規制委員会が7月4日、日本原子力発電の東海第2原発(茨城県)について新規制基準に「適合」したとする審査書案を

了承したことに對し、規制委の会合が開かれたビルの前で、「原子力規制を監視する市民の会」など市民団体のメンバー約30人が「危険！逃げられない！首都圏の老朽炉 東海第2原発 再稼働反対！」などの横断幕を掲げ、抗議行動をした。（7月5日赤旗）。

③ 共産党茨城県委員会と同県議団が抗議

④ 共産党茨城県委員会と同県議団は7月4日、抗議声明を發表した。声明は、原子力規制委員会による審査書案の了承に對し「断固抗議する」と強調。「東海第2原発は再稼働させずに廃炉にすることを求める」としている。

そして声明は、東海第2原発が、①7年前の東日本大震災で被災した原発で、2018年11月に40年を迎える老朽原発であり、全国一トラブルの多い危険な原発である。②30キロ圏内に約96万人が住み、原発周辺には全国一人口が密集している。③実効性のある避難計画を作ることが不可能

### Ⅲ 東海第2原発再稼働への疑問

(1) 東海第2原発について、安全対策が新規制基準を満たすと認める審査結果についての疑問を、以下の朝日新聞社説により挙げれば次の通りである。

① 福島第1原発の事故後、原発の運転期間を原則40年とする規制が導入された。規制委の認可を条件に最長20年の延長もできるが、法改正の際に政府は「極めて限定的」と説明した。

にもかかわらず、すでに関西電力が運転延長を申請した3基はいずれも認められた。東海第2も延長の審査は残っているが、認められれば「40年ルール」はさらに骨抜きになる。運転期間の規制のあり方そのもの

である——ことなどを指摘。

⑤ その上で、県民世論の多数が再稼働に反対していることを強調すると共に、水戸市議会や県内28の市町村で再稼働に反対する意見書などが上げられていることを指摘し、「原子力規制委員会は県民や議会の声に真摯に向き合うべきである」とした（7月5日赤旗）。

④④ 東海第2原発再稼働について、市民団体が7月13日、国会内で原子力規制庁に審査の内容を問うヒヤリングを行った。

「再稼働阻止全国ネットワーク」「とめよう！東海第2原発首都圏連絡会」の共催で、約50人が参加した。

⑥ ヒヤリングでは、市民団体から、重要港湾から同原発が近いために津波時の大型漂流物による危険性が高いこと、ケーブル火災対策の不徹底などが指摘された。（7月15日赤旗）。

も問われる。

② 地元側のハードルも極めて高い。東海第2の30キロ圏の人口は、全国の原発で最多の96万人。大事故に備える自治体の避難計画づくりは難航している。

この春には、再稼働に対する実質的な事前了解権を新たに水戸市など周辺5市に与える安全協定が結ばれた。住民の強い不安を背景に、水戸市議会が再稼働反対の意見書を可決するなど、地元同意の道筋は見えない。

③ それでも原電が再稼働をめざすのは、企業の存亡がかかっているからだ。原発専門の発電会社なのに、保有する原発はすべ

て運転が止まったままで、経営は厳しい。1700億円以上と見込まれる東海第2の安全工事費も自力で調達できず、株主で電気の販売先でもある東京電力と東北電力が支援するというが、東電は福島事故処理のために実質国有化され、政府の管理下に置かれている。巨額の国民負担で生かされて

#### IV 大飯原発運転差止めの逆転判決

##### (1) 判決

①2018年7月4日、名古屋高裁金沢支部は、関西電力大飯原発3・4号機（福井県）に対する運転差止めを命じた第一審判決（福井地裁）を覆す判決を言い渡した（7月5日朝日新聞・赤旗）。

②その判決要旨（大要）は次の通り。

##### (i) 判断基準

③わが国の法制度は、原発を一律に禁止せず、重大事故に適切に対処すべく管理・統制されていれば原発を認めている。原発の運転に伴う本質的・内在的危険があるからといって、それ自体で人格権侵害があるとはいえない。

④尤も、この点については法制度ないし政策の選択の問題であり、原発廃止・禁止の可否は立法府・行政府による政治的判断に委ねられるべき事柄である。

⑤原発の具体的危険の有無は、原発の有する危険性が社会通念上無視し得るほど管理・統制されているか否かで検討されるべきである。

⑥原子力等規制法の下、原子力規制委員会が安全性に関する具体的審査基準を制定し、その適合性について科学的・専門技術的知見から十分な審査を行うこととしている。

いるのに、苦境の他社の事業リスクを肩代わりする資格があるのか。

東海第2を取り巻く厳しい状況を直視すれば、再稼働は無理筋というほかない。（7月5日朝日新聞社説）。

(2) 核心を衝いた社説を考える。

⑦新規制基準に不合理な点、規制委の判断に見過ごし難い過誤・欠陥・不合理な点がない限り、人格権侵害の具体的危険性はないと評価できる。

⑧大飯原発の基準地震動や基準津波は、最新の科学的知見と手法を踏まえて策定され、各種パラメーターは安全側に配慮して保守的に設定された。計算過程や計算結果に不自然、不合理な点は見当たらない。新規制基準に適合するとした規制委の判断に不合理の点があるとは認められない。

なお、基準地震動の策定に用いられた計算式について、過小評価されている旨の専門家の証言があるが、対象となる活断層の断層面積は詳細な調査を踏まえて保守的に大きく設定され、関電が策定した基準地震動が過小であるとはいえない。

安全上重要な設備の耐震性、対津波安全性、異常の発生・拡大防止対策、重大事故対策、テロ対策などは、最新の科学的知見と手法を踏まえて講じられている。重大事故対策などの有効性も科学的手法によって検証され、国際原子力機関（IAEA）の国際基準に反するとも言えないので、規制委の判断に不合理な点は認められない。

## (ii) 結論

安全性審査に用いられた新規制基準に違法や不合理はなく、規制委の判断にも不合理な点は認められない。大飯原発の危険性は社会通念上無視し得る程度にまで管理・統制されているといえるから、人格権に基づいて運転差し止めを求める一審原告らの請求は理由がない。

③要するに名古屋高裁金沢支部判決は、  
④基準津波の計算に不合理な点はない。  
⑤新規制基準に適合する。⑥関電策定の基準地震動が過小とは言えない。⑦耐震性、対津波安全性、異常発生・拡大防止対策、重大事故対策、テロ対策についても不合理とは認められない。⑧結論として新規制基準にも規制委の判断にも不合理な点はない、と判断したのである。

## (2) 反応

この司法判断に対し、関西電力側と住民側はどのように反応したか。新聞記事から抽出してみよう。

### ①関西電力関係者の反応。

「最悪のケースは回避できた。だが再稼働させる前も、リスクが大きい。その理由は、原発を再稼働させるには、厳しくなった規制基準をクリアするため2千億円規模の安全対策を講じなければならない。審査に合格して再稼働できても、訴訟で運転停止を求められるケースが相次ぐ（関電高浜3, 4号機〈福井県〉や四国電力伊方3号機〈愛媛県〉には、運転差し止めの仮処分決定が出た）（7月5日河北新報）。つまり安全対策に莫大な経費がかかる、住民の生命や人権は二の次、というのが理由なのである。

### ②住民側の批判①

②7月4日の名古屋高裁金沢支部の控訴審判決を受け、住民側弁護団の島田広弁護団長は記者会見を開き、「東京電力福島第一原発事故を忘れ去ったかのようなずさんな判決」と批判した。

一審の福井地裁判決は、福島事故を踏まえ、原発の運転で生命と生活を守る人格権が脅かされる具体的危険があるとの判断を示した。ところが、控訴審判決は原発を廃止・禁止することは大いに可能だろうと言いながらその判断はもはや司法の役割を超え、政治的な判断に委ねられるべきだとした。

③これに対し、島田団長は、「住民の安全に司法が一切責任を持つていない」と非難した。

④さらに控訴審判決は、「裁判は学術論争をする場ではない。自然科学分野の論争や対立に介入すべきものではない」とした。

これに対し、住民側弁護団井戸謙一弁護士は、原子力規制委員会が合理的といえれば合理的だと言っているだけで、司法の役割を放棄していると批判した。（7月5日朝日新聞）。

### ③住民側の批判②

⑤「司法としての主体性のない全くお粗末な判決だ」——。関西電力大飯原発3, 4号機の差し止めを求めた原告代表中畠氏は7月4日、金澤弁護士会館での会見で、一審を取り消した高裁判決を批判し、福島第1原発事故を風化させるものと指摘し、福島事故以降あらゆるアンケートで再稼働への反対の世論が示されていること、国会に原発ゼロ基本法案が提出されていること、などを指摘した。

⑥原告側弁護士長島田広弁護士は、「あまりにひどい内容。想像を超えている。関電が対応不可能としている地震が来る可能性も否定していないにもかかわらず、福島を忘れ去ったかのような判決だ。極めて無責任な態度に終始した判決。裁判ですらない茶番だ」として強く批判した。

## V 第5次エネルギー計画（閣議決定）と「日米原子力協定」延長

(1) 2018年7月3日、政府は、第5次エネルギー計画を閣議決定した。その骨格は次の通り（7月4日朝日新聞）。

④原発は「重要なベースロード電源」（可能な限り依存度を低減させるとしながら上記のように位置づけた。——小田中註）。

⑤2030年度に原発比率を20～30%（目標）。

⑥新增設は明記せず。

⑦核燃料サイクル・原発輸出は推進（計画）。

⑧再生可能エネルギーは「主力電源化」（なお、具体的道筋は示していない——小田中註）。

(2) ④この基本計画の基本的特徴は何か。「原発依存」「原発推進」の政策的路線を打ち出したものであり、「原発ゼロ社会」を願う市民的世論に背くものであると考える。

⑤この観点を同じくする藤野共産党原発・エネルギー問題対策委員会責任者が7月3日に発表した談話の要点を掲記する（7月4日赤旗）。

①「基本計画」は、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、2030年度の電力の約2割を原発で賄うとしている。

そして「判決は原発の危険性を否定できていない。こうした中身しか書けない状況に裁判所は追い詰められたのだ。我々の正しさが裏返して認められた。この判決で（大飯原発の）安全性が確認されたとは言えない」と指摘した。（7月5日赤旗）。

これは、すべての原発の再稼働をねらうものである。日本を原発依存社会への逆戻りさせるものであり、言語道断である。

②福島原発事故は、原発の抱える危険性を明らかにした。「原発ゼロ」「再稼働反対」は、ゆるがぬ国民多数の声となっている。この国民世論を受けとめ、「基本計画」を撤回するよう安倍政府に強く求める。

③いま世界では、温暖化対策をはじめ持続可能な社会への転換のために、エネルギー政策の柱を省エネルギーと再生可能エネルギーに移している。日本でも、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーを3割・4割へと抜本的に増やすことにもっと積極的に取り組むことが求められている。原発や石炭火力の推進に固執する「基本計画」は、世界の流れに逆行するものである。

④原発は、ひとたび重大事故が起これば、環境に深刻な被害を与えるものであり、地球温暖化対策など環境問題を口実に、原発を推進することは許されない。

⑤福島原発事故による被害の甚大さを考えれば、原発ほど高コストの電源はない。欧米では、安全対策のために原発の建設費が膨れ上がっている。原発が高コスト電源であり経済性がないことは明らか

である。

⑥日本社会は福島原発事故以後、2年近く稼働原発ゼロを経験し、その後も原発の電力比率は約2%（2016年度）である。原発ゼロで十分やっていけることは実証されている。

⑦「基本計画」は、依然として核燃料サイクル推進を掲げているが、プルトニウム利用の本命であった高速増殖炉「もんじゅ」は廃炉となり、核燃料サイクルは完全に破綻している。いまでも日本が保有する多量のプルトニウムには、核兵器原料への転用を懸念して厳しい目が向けられている。

核燃料サイクルから撤退すべきである。

⑧原発には、必要性も経済性もない。原発を動かせば、処理の見通しが無い核のゴミを増やすだけである。原発の再稼働も核燃料サイクルも断念し、原発ゼロの日本を決断することこそ、現実的な選択である（7月4日赤旗）。

(3) ①2018年7月16日、日米原子力協定（1988年7月2日署名。同年7月17日発効）が30年の満期となり、自動的に延長となる（以下、2018年7月15日朝日新聞・河北新報・赤旗）。

②本協定は、日本の原子力政策の根幹とされる「核燃料サイクル」を支えてきた。

原発の使用済み核燃料を再処理し、取り出したプルトニウムを再び発電に使うのが核燃料サイクルである。

③問題は、プルトニウムが原爆に転用

できることである。そのため核不拡散条約（NPT）の下では非核保有国による再処理は認められず、唯一の例外が日本である。

日本は国内に10トン、英仏に37トンのプルトニウムを保有する（これは原発6000発を作れる量である）。そのため国際的に不安と警戒の念が持たれている。

④政府は、第5次エネルギー基本計画（前掲）で、核燃料サイクルを引き続き「推進」とし、「保有量の削減に取り組む」とするが、その具体的な削減の道筋・方法を示していない。

⑤プルトニウム利用の軸になるはずの高速増殖炉は、原型炉もんじゅ（福井県）が1995年に事故を起こし、ほとんど可動できず、2014年9月に廃炉が決定した。

2011年の東日本大震災による福島第1原発事故後、全国の原発が止まり、普通の原発でプルトニウムを燃やすプルサーマル発電は計画通りには進んでいない。

⑥日本は余剰プルトニウムを保有しているため、軍事転用への国際的な警戒・懸念に曝されている。アメリカ国内にも日米原子力協定への否定論が根強い。北朝鮮との非核化交渉の障害になりかねないとの懸念からである。

⑦以上述べていたことから明らかなことは、政府の核燃料サイクル政策が破綻していることである。

## VI 「原発と人権」研究・交流集会

(1) ①2018年7月28・29日、福島大学で第4回「原発と人権」全国研

究・市民交流集会 in ふくしま」が開催された（主催・同集会実行委）（法と民主

義2018年8・9月号)。

同集会では、『『原発と人権』人間・コミュニティの回復と原発のない社会をめざして』をテーマとする十数本の報告・発言が行われた。その中から2本の報告(井戸謙一・高橋哲哉両氏)を取り上げ、その概要を記し、学ぶべき点を抽出する。

(2)井戸謙一氏(元裁判官・現弁護士。係わった事件として、志賀原子力発電所2号原子炉運転差止請求事件(金沢地裁)がある)の報告「原発差止め訴訟判決の成果と課題」の概要は次の通りである。

まず、井戸氏は、福島原発事故前後の原発運転差止め訴訟の判決・決定の判例19例の動向と特徴を綿密に分析する。本稿では、その内容の結論的部分(大要)を引用する。

①福島原発事故は、原発に対する市民の意識を大きく変えた。どの世論調査でも「即時ゼロ」と「いずれゼロ」とを足せば、原発のない社会を求める人の割合は7割を超える。圧倒的な市民の意思が国政に反映しないという政治状況の中で、裁判はそれなりの役割を果たしてきた。脱原発を願う市民運動の大きなうねりが5件の差し止め判決・決定を出した裁判官たちの背中を押したし、これらの判決・決定は市民に大きな希望と励ましを与えた。また、訴訟の旗印は、多くの市民、科学者、技術者が集まる結成点となり、原発に反対する運動は理論的にも進化し、規制側にも影響を与えている。例えば、火山問題について原子力規制委員会が見直し作業を余儀なくされたのは、川内原発運転禁止仮処分申立事件における住民側の問題提起に端を発したものであった。

しかし、他方で、住民の申立て退ける判決・決定の割合がじりじり増えているのも現実である。

②福島原発事故の前後で、原発問題のパラダイム(枠組み)は、コペルニクス的に転換した。

(ア)原発安全神話の崩壊。一つは、原発安全神話が崩壊したことである。もはや原発推進論者といえども、日本の原発が過酷事故を起こさないなどとは言えなくなった。

(イ)原発必要神話の崩壊。二つは、原発必要神話が崩壊したことである。原発がなくても電力供給に支障がないことは、2013年から2015年までの2年間、原発が1機も動かなかったが、日本の電力供給に支障が生じなかったことで証明された。

(ウ)原発低コスト神話の崩壊。三つは、原発が高コストであることが誰の目にも明白になってことである。100万キロワット級の原発の建設費用は、福島原発事故前は4000億円程度であったが、新規基準に適合させるため、大間原発は6000億円程度を要するだろうと言われている。そのため、東芝だけでなく、フランスのアレバも日立も三菱も原発メーカーは軒並み苦境に陥っている。その上、福島原発事故の処理費(廃炉費用、除染費用、損害賠償費用)は、経産省の試算でも20兆円、民間のシンクタンクの試算だと70兆円に達するとされている。他方、再生可能エネルギーのコストダウンは、驚異的なスピードで進んでいる。

もはや、原発に経済合理性がないことは隠しようがない。

③福島原発事故前、差止め請求を退けた判決は、異口同音に原発の必要性を述べていた。例えば次のとおりである。

(ア) 女川原発は電力需要に対する供給電源として必要な施設である（女川原発訴訟一審判決）。

(イ) 電力の安定的な供給を図るために、電源を多様化する必要があった（志賀1号機訴訟一審判決）。

これらの判決を言い渡した裁判官たちが原発過酷事故の発生に危惧を抱かなかったとは思えない。しかし、差止めるという決断ができなかった裁判官たちの免罪符が「原発の必要性」だった。

(ウ) 理論的には、前述のパラダイム転換が原発に求められる安全性の程度に影響を与えないはずがない。すなわち、一般に、この社会が危険な科学技術を受け入れているのは、その科学技術に社会的必要性があるからであり、必要もないのに危険だけを受け入れる理由はない。

しかし、原発は、電力供給のための必要も、コスト面での必要もない。もし、社会がそれでも原発の運転を許容するのであれば、過酷事故は絶対に起こさないとという絶対的安全性を備えること、論理的に「絶対安全性」を求めないとすれば絶対的安全性に限りなく近い安全性を求めるとが社会通念ではないか。原子力規制委員会が策定した新規制基準が社会通念に一致するなどという根拠がないことは明らかである。

そもそも、社会通念がどのレベルの安全性を求めているかは、原子力工学や放射線防護学等の専門家が決め得ることではないから、原子力規制委員会に専門技

術的裁量を認める根拠がない。社会通念の探求は、すぐれて哲学的、歴史的、社会的営みなのである。

④原発を運転する限り、過酷事故のリスクを否定できないこと、原発に社会的有用性がないこと、将来世代に10万年もの間管理を委ねざるを得ない危険物である使用済み核燃料を生み出し続けること等の事実を踏まえれば、原発の存在それ自体が、日本国憲法下で許容されるのかという問題がクローズアップされてくる。

誰もがその発生の可能性を否定できない過酷事故が起こった場合、膨大な数の人たちの基本的人権（憲法13条が定める人格権、22条が定める居住・移転の自由、25条が定める生存権、26条が定める教育を受ける権利、27条が定める勤労の権利、29条が定める財産権、前文が定める平和的生存権、97条によって委託された将来の国民の基本的人権）を深刻に侵害すること、憲法の存立の基盤である日本の国自体を崩壊させかねないこと等に照らせば、日本国憲法は、原発の運転を許容しておらず、原発の運転を許容する限りにおいて、原子力基本法及びその附属法令は憲法に違反すると解することが可能であると考ええる。

⑤どの世論調査でも、原発ゼロを望む意見は圧倒的多数である。原発必要神話の崩壊、原発低コスト神話の崩壊等の認識が広がれば、原発の運転を許容する裁判とこれを忌み嫌う世論との乖離はいよいよ甚だしくなるだろう。司法の存立の基礎は、政権の承認ではなく、市民の信頼である。これ以上、司法が原発の運転の容



認を続ければ、司法に対する市民の信頼は崩壊しかねない。司法の機能不全は、民主主義の基礎を掘り崩す。裁判所関係者は、事態を深刻に捉えるべきである。

⑥それでも私（井戸）は、現場の裁判官の裁判官魂に期待したい。裁判官を志望した者は、多かれ少なかれ、上命下服ではなく、自分の信じることに従って仕事ができることに魅力を感じていたはずである。裁判は、過去の紛争の後処理ではなく、未来を切り拓く仕事である。立法機関や行政機関が劣化している時代、司法が本来の役割を果たすことこそが求められている。

(2) 以上の井戸氏の報告の要点を要約し、そこから学ぶべき点を記せば次の通りである。

①福島事故の前後で原発問題（原発の設置・再稼働・廃炉につき）のパラダイム転換が生じたことを鋭く指摘したことである（パラダイムの転換とは、原発安全神話の崩壊、原発必要神話の崩壊、原発低コスト神話の崩壊）。

②原発過酷事故の発生に危惧を抱きつつも差止め請求を退ける決断ができなかった裁判官にとっての「免罪符」が、「原発の必要性」だ、と指摘したことである。

③パラダイム転換により、運転を差し止めても社会が困らないのであれば、裁判官は躊躇なく差止めできる、と指摘したことである。

では差止めするためには裁判官にとり何が重要か。この点の井戸氏の主張については後に触れる（後述⑥参照）。

④パラダイム転換は、原発の安全性を「相対的安全性」（原発の社会的有用性が

あるとの認識に立つ）から「絶対的安全性」（絶対に事故を起こさせない）へと転換することを「社会通念」が求めている、と指摘していることである。

⑤では「社会通念」がどのレベルの安全性を求めているかは、哲学的・歴史的・社会的営みの問題であり、原子力規制委員会に専門的・技術的裁量を認める根拠はない、と井戸氏はいう。

⑥最後に井戸氏は、①原発の存在それ自体が日本国憲法下で許容されるのかと問題を提起し、②司法の機能不全は民主主義の基礎を掘り起こす、③裁判は未来を切り開く仕事である、と述べる。④そして、現場の裁判官の裁判官魂に期待を寄せて、報告を締め括っている。

(3) 井戸報告から学ぶべき点は何か。

①戦後民主主義、戦後民主司法の実践的積み重ねが、本報告の形で裁判官の意識に結実したことに深い敬意を表したい。とくに本稿前示(2)の⑤と⑥の個所（本稿8～9P）に裁判官魂がよく現れていると思う。

②私も原発そのものが違憲的存在であり、その承認に司法がその持てる権限を立法権力、行政権力に対しフルに発揮し抑制すべきだと考える。この点で井戸報告に深く共感するのである。

③と同時に、同報告が前示(2)の④⑤（本稿5～6P）で、「絶対的安全性」又はそれに限りなく近い安全性を求めることは「社会通念」であるが、原子力規制委の新規制基準が「社会通念」に一致するという根拠はなく、哲学的・歴史的・社会的営みだ、と述べたことにも全く同感である。

(4) 右の脈絡で高橋報告を取り上げる。

高橋哲哉氏（東大教授・哲学）の報告（「フクシマは何を問うているか」）の概要は次の通りである。

①福島原発事故から7年余、5万人が避難生活、震災関連死（1000人超、自殺者1000人）、子どもの甲状腺がん160人超。原発事故はまだ終わっていない。続いている。

②にも拘わらず、安倍政権は、原発推進政策を採り、原発再稼働を推進している。7月に第5次エネルギー基本計画を閣議決定し、原発をベースロード電源として維持するとし、福島を置き去りにしようとしている。

③④福島原発事故で明らかになったことは、原発は、生活、生業、財産、健康、人権、人間の尊厳、希望などを犠牲にするシステムだということである。

(i) 原発を動かす限り、福島で起きた事故が常にあり得る。起きたらその犠牲の大きさは制御不可能なものである。

(ii) 原発労働者の被曝は避けられない。

(iii) ウラン採掘労働者も被曝する。

(iv) 放射性廃棄物の回収をどうするか。未来の世代にこの犠牲のリスクをおしつけるのか。

④なぜ原発はやめられないのか。なぜ日本政府は犠牲のシステムを推進しようとするのか。

(i) 原子力マフィア（財界、政界、官界、学会で構成）が膨大な利益を手放そうとしないからだ。

(ii) 日本の国家、政治的・行政的権力がなぜ原発に固執するのかといえば、結局のところ核武装能力を担保したいからだ。

⑤しかし、私たちは経済的・軍事的な力の追求が、生きていくことを可能にする根源的な環境の破壊につながることを福島で知ったのだ。

⑥私たちの責任とは、過去、現在、将来に対する責任（止められなかった責任、被害への責任、将来世代への責任）である。この責任を果たすためには原発を廃止するしかない。

以上が高橋報告の概要である。

(5) 本報告から学ぶべき点を記す。

① 原発とは、必然的に犠牲、しかも回復し難い犠牲を生み出す「犠牲のシステム」であることを明快に喝破していることに共感を覚える。

②私たちがとるべき責任のありようを明示し、その責任を果たすために原発廃止を説いたこと、原発が人間の根源的な生の営みを保障する環境を破壊するものであり、原発廃止が核時代に生きる私たち世代の責任であると指摘していることに、深い共鳴を覚える。

そしてこの指摘は、市民的英知であると考えられる。

## VII 原発を地球上から廃絶するためには、弛まざる運動が不可欠である。

原発を地球上から廃絶するためには弛まざる運動が不可欠である。その例として

近時の次の2例を掲げる。

①北海道電力が泊原発の再稼働申請か

ら5年、「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」は2018年7月8日、七夕パレードを札幌市でくり広げた。「子どものために未来のために原発はハイロ」と手書きのすだれなど思い思いのプラスターを掲げた100人が「原発がなくても、うちらは生きてる」とコールを響かせた。

風刺画を手に、のざわさんは「原発を制御する力は人間にはありません。この絵を持って歩きます」といい、斉藤さんは「泊は止まっているから、このまま壊してなくしてほしい」と力を込めた。泊原発の廃炉をめざす会の常田共同代表（北海道大学名誉教授）

北海道大学名誉教授）は「一人ひとりの意

（次号は2018年7月に生じた諸問題の3回目をお送りします。）

思を束ね、粘り強くたたかっていきましょう」とよびかけた。

②青森県下北半島先端の大間町で「大間原発反対現地集会」（同実行委員会主催）が7月15日開かれた。福島、福井、鹿児島各県や北海道泊など原発立地自治体はじめ全国から330人が参加し、原発なくせと唱和を響かせた。

今回で11回目。「大間原発ができて海が汚染されたら生活できない。マグロ漁も規制されているいま、おらたちは原発に反対しなきゃいけない」と64歳の漁師。「建設に反対している。原発ゼロは世界の声だ」と70歳の男性。